

## 第9次東広島市高齢者福祉計画・第8期東広島市介護保険事業計画 (地域包括ケア計画)

### 1. 計画の趣旨

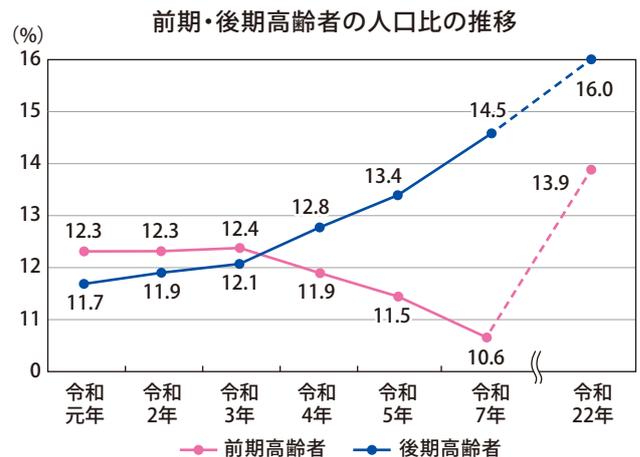
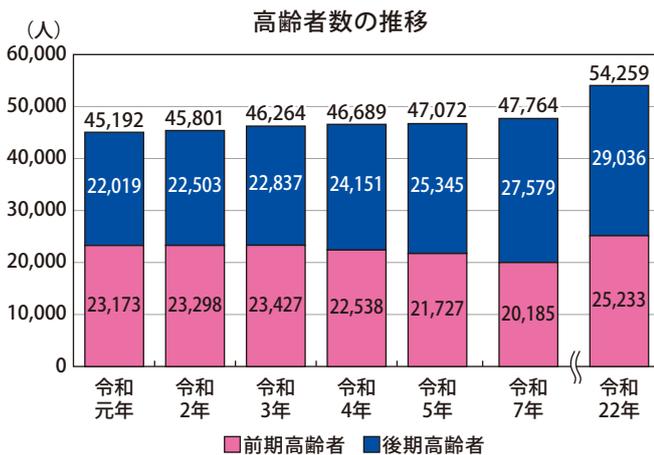
高齢者福祉計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした生きがいづくりや日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る事業全般を対象とする計画であり、介護保険事業計画は、要介護認定者等ができる限り住み慣れた家庭や地域において、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間です。

### 2. 高齢者を取り巻く状況

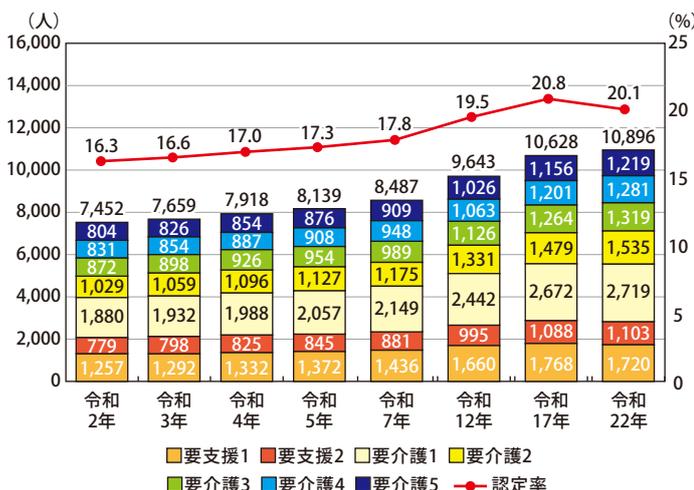
#### 高齢者人口

本市の高齢者人口は増加傾向にあり、令和元年には45,000人を上回っています。令和7年には、高齢化率が25%を超え、令和22年には約30%になると見込まれます。また、後期高齢者数が増加しており、令和4年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回るものと見込まれます。



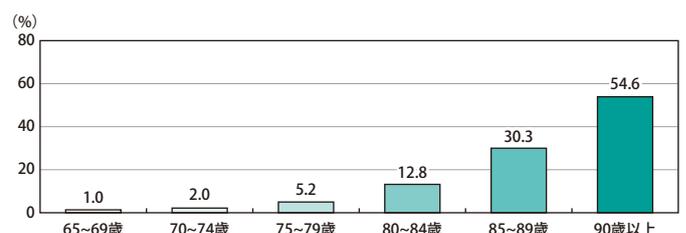
#### 要介護(要支援)認定者数の推移

要介護(要支援)認定者数は、一貫して増加する見込みです。認定率も増加が続き、令和17年には、20%を超える見込みです。



#### 認知症高齢者の出現率

第1号被保険者中の認知症高齢者(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者)を年齢階層別に出現率をみると、85歳を超えると出現率が高くなっています。



※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

### 3. 計画の基本的な考え方

#### 計画の目指す姿

地域共生社会の中で、すべての高齢者が地域において、共に生きる喜びを感じ、いきいきと豊かに暮らすことのできるまち

#### 計画の基本目標

住み慣れた地域で自立した生活が継続できる地域包括ケアシステムの推進

#### 基本施策

- ① 介護予防・健康づくり
- ② 在宅生活を支える地域づくり
- ③ 自立支援につながる体制づくり
- ④ 介護保険制度の円滑な運営

### 4. 施策の展開 (主なもの)

#### 基本施策 ① 介護予防・健康づくり

##### (1) 健康の維持(セルフケア)

- 高齢者のフレイル状態や健康リスクを把握した上で、適切な介護予防サービスや医療サービス等につなげます。
- 介護予防や認知症予防につながる社会参加活動、健診受診に対して元気輝きポイントを付与することにより、受診勧奨や介護予防等活動への参加促進に取り組みます。



##### (2) 高齢者のフレイル予防(生活機能の改善)

- 高齢者が抱えるリスクの地域性に合わせて、通いの場等で社会参加・運動・口腔機能・栄養・睡眠・認知症予防などの教室の開催や健康相談を推進します。
- フレイル予防の拠点を設け、専門的かつ高度な知見からのフレイル改善プログラムの紹介や保健指導を行います。

#### 基本施策 ② 在宅生活を支える地域づくり

##### (1) 社会参加の促進(地域の受け皿づくり)

- 歩いて通える範囲に集う場が無い地域への設置の働きかけや、参加のための移動手段の確保、担い手不足が生じている地域への担い手づくりの支援を行います。
- 大学等との連携により、フレイルチェック等のデータを分析する等、取組みの効果を検証しながら効果的な介護予防の支援に取り組みます。

##### (2) インフォーマルな支え合いの促進

- 生活支援コーディネーターを配置し、それぞれの地域が抱える課題やニーズの把握に努め、地域に応じた生活支援等を提供できるよう取り組みます。
- 元気輝きポイント制度により、地域における日常生活の支え合い・見守り活動等の創出を図ります。



##### (3) 見守り支援体制の構築

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、民生委員児童委員、見守りサポーター、地域包括支援センター等との連携により、高齢者等の見守り支援を進めます。

##### (4) 認知症の理解促進と支え合いづくり

- 認知症について正しく理解して、必要に応じて支援していけるように、認知症サポーター養成講座や出前講座を行い、認知症の正しい知識の啓発を行います。

##### (5) 高齢者を支える家族の支援

- 支援を必要とした際に円滑に利用できるよう、介護保険制度や介護サービスに関する情報提供を充実させ、家族介護者の介護に関する理解を促進します。
- 仕事と介護を両立するために活用できる支援制度等の周知・普及を図ります。

## 基本施策 ③ 自立支援につながる体制づくり

### (1) 自立につながる介護予防の強化

- 通所型短期集中予防サービスを整備し、早期に運動機能の改善を行うことで、効果的な介護予防に取り組みます。
- 地域ケア会議の運営により自立支援に向けたケアマネジメント力の強化を図るとともに、地域課題を把握し、解決に向けた検討を行います。

### (2) 地域包括支援センターの機能強化

- 社会福祉法人等既存の社会資源と連携しながら各圏域に地域包括支援センターを設置し、身近な場所での総合相談対応等を行います。
- 市直営による基幹型地域包括支援センターにおいて各圏域の地域包括支援センターの統括・総合調整を行うとともに、公正かつ中立なサービス提供に関するチェック機能により、本市の地域包括支援センター機能の強化を図ります。

### (3) 認知症の専門的支援の推進

- 認知症の本人の意見を取り入れて、本人・家族と認知症サポーターなど、地域を繋ぐ仕組みを整備します。
- オレンジ交流会や圏域版オレンジ会を行い、認知症支援の関係者が集い、認知症の方と家族への様々な支援について共に考え、活動する仕組みを継続します。



### (4) 自立した在宅生活の支援

- 多様な事業主体により、家事援助、外出支援、配食、見守りをはじめ、生活全般を支えるサービス提供ができるよう支援します。

### (5) 在宅生活での医療と介護の連携

- 終末期における状態の急変等に備え、医療・介護従事者間で連携した対応を円滑に行うため、ICTを活用した情報共有ツールの活用を促進します。

## 基本施策 ④ 介護保険制度の円滑な運営

### (1) 介護サービスの充実

- 高齢者人口の動向や地域におけるサービス利用の特性を踏まえ、居宅・地域密着型・施設サービスそれぞれのニーズを把握し、必要な量の確保に努めます。

### (2) 質の向上・介護給付適正化の取組みの推進

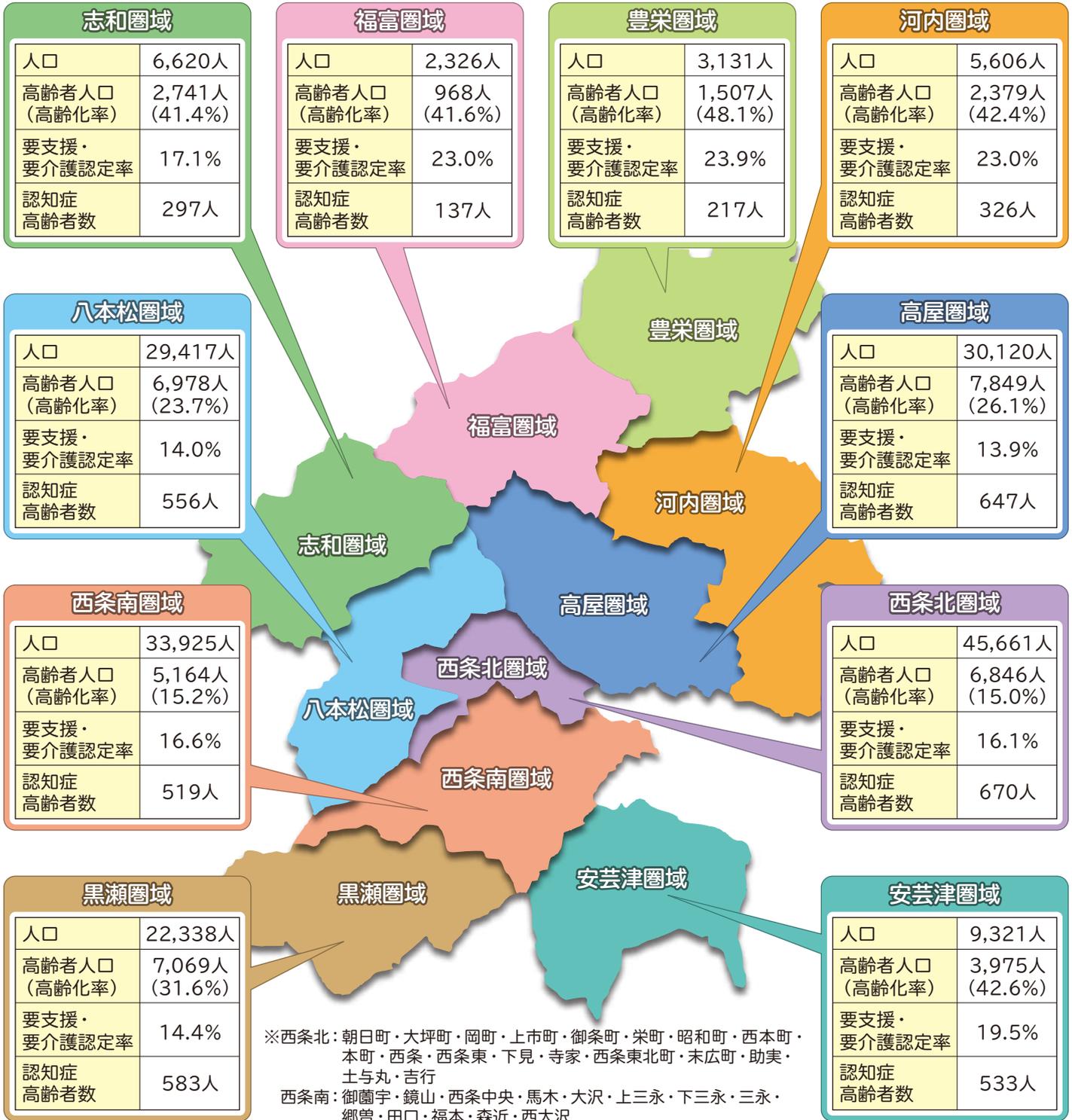
- 認定調査員全体の資質向上を図ることにより、認定調査の平準化・適正化に努めます。
- 介護支援専門員の質の向上に向けた取組みを進めます。

### (3) 介護人材の確保・育成

- 介護サポーターとして介護事業所等で働く場を確保し、元気な高齢者の参入を進め、介護職が本来の介護業務に専念できる職場環境の整備を支援します。
- 大学や高校、市内事業所との連携強化に取り組むとともに、学生や保護者、教職員等に対する介護や介護の仕事の理解促進を図ることにより、福祉・介護人材の育成及び市内への就労促進を図ります。
- 介護職員の負担軽減へ向けて、事業所等への介護ロボットやICT導入を推進します。

## 5. 日常生活圏域の現状と今後の方向性

日常生活圏域によって人口や高齢化率が大きく異なり、高齢者のライフスタイルや地域とのつながり等の状況も様々です。地域の実情に応じて医療福祉専門職のネットワークや大学・企業・店舗等の地域資源を活用し、地域での見守りや支え合い活動の活性化や他地域への波及および担い手づくり等を進めます。



※認知症高齢者数とは…認知症自立度Ⅱ以上の人数

### 第9次東広島市高齢者福祉計画・第8期東広島市介護保険事業計画【概要版】

発行年月：令和3年（2021年）3月

発行：東広島市 〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

編集：東広島市健康福祉部健康増進課

電話（082）420-0936

FAX（082）422-2416

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課

電話（082）420-0984

FAX（082）426-3117

東広島市健康福祉部介護保険課

電話（082）420-0937

FAX（082）422-6851